

久喜市議会
平成28年6月定例会議案

議 案 目 録

議案第 6 3 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 6 4 号	専決処分の承認を求めることについて	3
議案第 6 5 号	専決処分の承認を求めることについて	5
議案第 6 6 号	専決処分の承認を求めることについて	8
議案第 6 7 号	専決処分の承認を求めることについて	1 3
議案第 6 8 号	専決処分の承認を求めることについて	1 7
議案第 6 9 号	平成 2 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について	2 0
議案第 7 0 号	久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 7 1 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2 2
議案第 7 2 号	（仮称）久喜市中小企業・小規模企業振興基本 条例検討委員会条例	2 3
報告第 2 号	繰越明許費繰越額の報告について	2 5
報告第 3 号	事故繰越し繰越額の報告について	2 7
報告第 4 号	継続費通次繰越額の報告について	2 9
報告第 5 号	繰越明許費繰越額の報告について	3 1
報告第 6 号	繰越明許費繰越額の報告について	3 3
報告第 7 号	建設改良費の繰越額の報告について	3 5

議案第63号

専決処分の承認を求めることについて

平成27年度久喜市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年度久喜市一般会計補正予算(第8号)(別冊)

平成28年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

議案第64号

専決処分の承認を求めることについて

平成28年度久喜市一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年度久喜市一般会計補正予算(第2号)(別冊)

平成28年4月4日

久喜市長 田 中 暄 二

議案第65号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例第13号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

改正後の行政不服審査法の施行に伴い、緊急に久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(別紙)

平成28年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 66 号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例等を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例等の一部を改正する条例(別紙)

平成28年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第12項を第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第11項を第17項とし、第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、同項の前に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成27年久喜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同

項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され

る新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第67号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成28年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則中第21項を第22項とし、第18項から第20項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第18項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第68号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成28年3月31日

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 69 号

平成 28 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

平成28年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第70号

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成22年久喜市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 7 1 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次の各号のいずれかに該当する特別職」を「都市計画審議会委員」に改め、同条各号を削る。

別表農業振興協議会の項の次に次のように加える。

(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会	委員	日額 6,000 円
------------------------------	----	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

議会議員の重複報酬の禁止規定を改めるとともに、非常勤特別職の報酬を新たに規定するため、この案を提出するものであります。

議案第72号

(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例

(設置)

第1条 市経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興理念及びその基本方針等を定める(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例(以下「条例」という。)の制定について必要な事項を検討するため、(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、条例に盛り込むべき事項及びその内容について検討し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工業関係団体を代表する者
- (4) 市内の金融機関を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境経済部商工観光課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するため、(仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

報告第2号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成27年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	情報セキュリティ強化対策事業	99,680,000	99,680,000	0	16,800,000	16,800,000	0	66,080,000
	2 徴税費	市民税・諸税賦課事業	4,968,000	4,860,000	0	0	0	0	4,860,000
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	413,000,000	413,000,000	0	413,000,000	0	0	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路ストック舗装繕繕事業	15,070,000	13,109,000	0	6,364,000	0	0	6,745,000
		道路新設改良事業	75,793,000	24,412,000	0	0	0	0	24,412,000
		市道久喜211号線道路改良事業	30,834,000	620,000	0	0	0	0	620,000
		市道鷺宮18号線交差点改良事業	51,198,000	51,198,000	0	0	0	0	51,198,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	90,875,000	51,505,000	0	13,152,000	25,000,000	0	13,353,000
	4 都市計画費	圏央道側道整備事業負担金事業	175,125,000	40,257,011	0	9,546,000	27,600,000	0	3,111,011
		液状化対策推進事業	3,557,359,000	3,557,358,644	3,557,358,644	0	0	0	0
		東停車場線整備事業	68,464,000	28,309,518	0	0	25,400,000	0	2,909,518
		佐間・八甫線整備事業	53,460,000	25,672,000	0	21,972,000	3,300,000	0	400,000
		(仮称) 菖蒲運動公園整備事業	180,000,000	113,480,000	0	25,200,000	79,400,000	0	8,880,000
		(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業	40,565,000	40,457,000	0	0	0	0	40,457,000

報告第3号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成27年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	市道久喜211号線道路改良事業 【繰越明許費分】	28,703,332	20,073,332	8,630,000	0	8,630,000	0	0	0	0	8,630,000	土地の売買及び物件等の移転補償について、地権者との交渉に想定以上の期間を要したことから、年度内の完了が困難になったため。
	4 都市計画費	東鷲宮駅周辺整備事業 【繰越明許費分】	208,669,520	77,656,320	131,013,200	0	131,013,200	0	0	117,900,000	0	13,113,200	既存の連絡地下道壁面の亀裂部分から地下水の漏水が確認され、その止水作業に想定以上の期間を要したことから、年度内の完了が困難になったため。

報告第4号

継続費通次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成27年度久喜市下水道事業特別会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計				繰越金 (一般財源)	特定財源			
											国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	下水道維持管理費	1 下水道維持管理費	吉羽雨水ポンプ場更新事業	330,662,000	148,348,000	0	148,348,000	140,508,000	7,840,000	7,840,000	440,000	0	7,400,000	0

報告第5号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 維持管理費	1 維持管理費	農業集落排水維持管理事業	57,629,000	24,025,000	0	9,150,000	13,600,000	0	1,275,000

報告第6号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
2	土木費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	14,005,000	14,004,592	0	0	7,700,000	0	6,304,592

報告第7号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成27年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
			円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	2,273,275,000	2,024,419,263	114,000,000	114,000,000	134,855,737	0	浄水場設備の故障による工事実施に伴い、工期に相当期間を要するため等	